

(平成21年11月5日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認滋賀地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

| | |
|-------------------------------|-----|
| (1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの | 6 件 |
| 国民年金関係 | 1 件 |
| 厚生年金関係 | 5 件 |
| (2)年金記録の訂正を不要と判断したもの | 3 件 |
| 国民年金関係 | 2 件 |
| 厚生年金関係 | 1 件 |

第1 委員会の結論

申立人の昭和49年4月から同年6月までの期間及び50年1月から51年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和22年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和49年4月から同年6月まで
② 昭和50年1月から51年8月まで

会社員の妻になれば国民年金への加入は任意であることを知らず、結婚後も引き続き加入し、送られてきた納付書で保険料を納付していた。その後、任意であることを知り、申立期間後に一時加入をやめたが、それまではすべて納付していたはずである。未納期間があることは納得できないので調べてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、申立期間を除き国民年金加入期間の保険料をすべて納付している。また、申立人は、平成元年10月21日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した時には、国民年金の加入手続やその後の種別変更手続を適切に行っており、平成4年度以降の保険料はすべて前納しているなど、納付意識は高かったものと考えられる。

さらに、申立人の夫は、申立期間を含め継続して厚生年金保険に加入しており、申立期間当時に、申立人世帯の経済状況に変化が認められないことから、保険料を納付できなかった特段の事情も見当たらない。

加えて、社会保険庁の記録では、昭和48年4月から同年6月までの期間の納付記録は、平成19年11月21日に追加訂正されたものである上、昭和49年10月から同年12月までの期間の納付記録は、オンライン記録上では、納付済みであるにもかかわらず、A市B区が保管する申立人の国民年金被保険者台帳では、その期間の納付記録は記載されていないなど行政の記録管理に不備がうかがわれる。

その他の事情を含めて総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社B支社における資格取得日は昭和23年8月1日、資格喪失日は27年6月16日であると認められることから、申立期間に係る厚生年金保険被保険者資格の取得日及び喪失日に係る記録を訂正することが必要である。

なお、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年8月から同年11月までは3,000円、23年12月から24年4月までは3,300円、24年5月及び同年6月は4,500円、24年7月から同年10月までは7,000円、24年11月から27年5月までは8,000円とすることが妥当である。

また、申立人は、申立期間のうち、昭和23年7月31日から同年8月1日までの期間及び27年6月16日から同年8月9日までの期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、A社C事業所における資格喪失日に係る記録を23年8月1日に、同社D支社における資格取得日に係る記録を27年6月16日に訂正し、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年7月は3,000円、27年6月及び同年7月は8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立期間に係る昭和23年7月31日から同年8月1日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、事業主が申立人に係る昭和27年6月16日から同年8月9日までの期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正15年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和21年1月10日から同年2月2日まで
② 昭和23年7月31日から27年8月9日まで

A社に昭和21年1月10日に入社し、20数回の転勤はあったが、58年に定年になるまで継続して勤務していた。申立期間について、厚生年金保険の被保険者期間が無いことは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間②のうち、昭和23年8月1日から27年6月16日までの期間につ

いては、社会保険事務所が保管するA社B支社における健康保険厚生年金保険被保険者名簿において、申立人の氏名と漢字一字が相違するものの、申立人が同社C事業所で厚生年金保険被保険者資格を取得した時と同一の厚生年金保険記号番号で未統合の被保険者記録が確認できる。

また、複数の同僚の証言から判断すると、申立人が当該期間においてA社B支社に勤務していたことが認められることから、当該未統合の被保険者記録は申立人の記録であると認められる。

なお、当該期間の標準報酬月額については、当該未統合の被保険者記録から、昭和23年8月から同年11月までは3,000円、23年12月から24年4月までは3,300円、24年5月及び同年6月は4,500円、24年7月から同年10月までは7,000円、24年11月から27年5月までは8,000円とすることが妥当である。

申立期間②のうち、昭和23年7月31日から同年8月1日までの期間及び27年6月16日から同年8月9日までの期間については、申立人から提出のあった辞令、能力給通知書及びA社の回答により、申立人が継続してA社に勤務し(昭和23年8月1日に同社C事業所から同社B支社に異動、27年6月16日に同社B支社から同社D支社に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、当該期間の標準報酬月額については、昭和23年6月及び27年8月の社会保険事務所の記録から、23年7月は3,000円、27年6月及び同年7月は8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る当該期間の保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としているが、昭和23年7月31日から同年8月1日までの期間については、事業主が資格喪失日を23年8月1日と届け出たにもかかわらず、社会保険事務所がこれを同年7月31日と誤って記録するとは考え難いことから、事業主が同日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年7月の保険料について納入の告知を行っておらず(社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料に充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。)、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。一方、27年6月16日から同年8月9日までの期間については、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の取得日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

一方、申立期間①については、申立人から提出のあった勤続年数算定始期決定通知書により、当該期間に係る在籍を推認できるものの、A社が保管する厚生年金保険被保険者台帳及び申立人が所持する厚生年金保険被保険者證の資

格取得日は共に昭和 21 年 2 月 2 日であるほか、申立人の当該期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、申立人が厚生年金保険被保険者として事業主により給与から厚生年金保険料を控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和44年4月10日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を6万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和12年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和44年3月9日から同年4月10日まで

申立期間が厚生年金保険の空白期間とされているが、昭和44年4月10日にA社B工場から同社C工場に転勤しただけで退職はしておらず、厚生年金保険料も給与から控除されていたので、厚生年金保険の被保険者であったと認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

事業主が提出した「従業員カード」及び雇用保険の記録から判断すると、申立人が申立期間もA社に継続して勤務し(昭和44年4月10日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、A社が保管する転勤辞令記録簿には、同社B工場から同社C工場への転勤命令日は昭和44年3月27日と記録されているが、申立人は、「転勤辞令交付後もB工場において2週間程度引き継ぎを行っており、赴任日は、息子の幼稚園の入園式の関係からみても昭和44年4月10日であった。」と具体的に供述していることから、実際の赴任日は44年4月10日であったことが推認できる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和44年2月の社会保険事務所の記録から、6万円とすることが妥当である。

なお、事業主が申立人に係る保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事

情は無いことから、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日に係る届出を社会保険事務所に行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立期間①に係るA社C営業所における資格取得日に係る記録を昭和24年1月24日に、申立期間②に係る同社同営業所における資格喪失日に係る記録を34年6月1日に訂正し、申立期間①の標準報酬月額を8,100円、申立期間②の標準報酬月額を1万8,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正8年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和24年1月24日から同年2月1日まで
② 昭和34年5月31日から同年6月1日まで

厚生年金保険の被保険者記録が申立期間について空白となっている。A社に昭和19年2月の入社から51年1月の退職まで継続して勤務しており、空白は無いはずなので申立期間を被保険者期間として認めてほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の厚生年金保険被保険者記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

雇用保険の記録、A社の在籍証明書及び人事記録により、申立人が昭和19年2月1日に同社B製作所に入社し、その後、同社に継続して勤務し(昭和24年1月24日に同社B製作所から同社C営業所に異動、34年6月1日に同社C営業所から同社D営業所に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、申立人のA社C営業所における昭和24年2月及び34年4月の社会保険事務所の記録から、申立期間①については8,100円、申立期間②については1万8,000円とすることが妥当である。

なお、事業主は、申立人の昭和24年1月24日とすべきA社C営業所におけ

る資格取得日を誤って同年2月1日として届け出たこと、及び34年6月1日とすべき同営業所における資格喪失日を誤って同年5月31日として届け出たことを認めていることから、社会保険事務所は、申立人に係る24年1月及び34年5月の保険料の納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人のA社に係る厚生年金保険被保険者記録は、資格取得日が平成16年5月24日、資格喪失日が17年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は厚生年金保険法第75条本文の規定により、年金額の計算の基礎となる被保険者期間とならない期間と記録されているが、申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、当該記録を取り消し、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律に基づき、申立人の同事業所における資格喪失日を17年9月1日とし、申立期間の標準報酬月額を13万4,000円とすることが必要である。

なお、事業主は、申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和32年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成17年8月31日から同年9月1日まで
A社を平成17年8月31日に退職したが、社会保険庁の記録では、厚生年金保険の被保険者資格喪失日が同年8月31日となっている。
資格喪失日を平成17年9月1日に訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人のA社における厚生年金保険の被保険者記録は、事業主からの訂正届により、資格取得日が平成16年5月24日、資格喪失日が17年9月1日とされ、当該期間のうち、同年8月31日から同年9月1日までの期間は、厚生年金保険法第75条本文の規定により年金額の計算の基礎となる被保険者期間にはならない期間と記録されている。

しかし、雇用保険の記録、申立人が所持する給与支給明細書、源泉徴収票、事業主の証言及び事業主から提出された賃金台帳等により、申立人は、A社に平成17年8月31日まで継続して勤務し、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、給与支給明細書の保険料控除額及び申立人のA社における平成17年7月の社会保険庁のオンライン記録から、13万4,000円とすることが妥当である。

なお、申立人に係る保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は、厚生年金保険被保険者資格喪失届の記載を誤ったと回答していることから、事業主が平成17年8月31日を資格喪失日として届け、その結果、社会保険事務所は、申立人に係る同年8月の保険料について納入の告知を行っておらず（社会保険事務所が納入の告知を行ったものの、その後に納付されるべき保険料を充当した場合又は保険料を還付した場合を含む。）、事業主は、申立期間に係る保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間の厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められることから、申立人のA社B工場における資格喪失日に係る記録を昭和22年12月26日に、同社C工場における資格取得日に係る記録を同年12月26日に訂正し、申立期間の標準報酬月額を600円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る申立期間の厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男 (死亡)
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 大正2年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和22年12月1日から23年5月1日まで

私は、A社に入社から退職まで継続して勤務しており、社宅に入居していた。

しかし、社会保険事務所の記録では、同社B工場から同社C工場に転勤した時の記録が抜けている。申立期間も継続して厚生年金保険に加入していたので、記録を訂正してほしい。

(注) 申立ては、死亡した申立人の妻が、申立人の年金記録の訂正を求めて行ったものである。

第3 委員会の判断の理由

同僚の証言、事業主の回答等から判断すると、申立人はA社に継続して勤務し(昭和22年12月26日に同社B工場から同社C工場に異動)、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことが認められる。

なお、社会保険事務所が保管する被保険者名簿及び社会保険業務センターが保管する厚生年金保険被保険者台帳によると、申立人の同社B工場における資格喪失日は、いずれも昭和22年12月26日と記載されていること、及び申立人の長女の転校時期に係る記憶から、申立人が同社C工場に赴任したのは、22年12月下旬から23年1月上旬の学校の冬休み期間中であると考えられることから、申立期間における異動日は、昭和22年12月26日であると認められる。

また、申立期間の標準報酬月額については、昭和22年11月及び23年5月の社会保険事務所の記録から、600円とすることが妥当である。

なお、申立人の申立期間に係る厚生年金保険料の事業主による納付義務の履行については、事業主は不明としており、このほかに確認できる関連資料及び周辺事情は無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの被保険者資格の喪失日及び取得日に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和37年2月から42年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和17年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和37年2月から42年3月まで
国民年金制度が始まり、該当する年には家族全員が加入していた。私の国民年金加入手続や30歳ごろまでの保険料納付は父親が行っていた。保険料は、自宅まで集金に来ていた町内の役員に支払っていたと父親から聞いているので、申立期間の保険料が未納となっているのは納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和42年7月4日に払い出され、37年*月*日にさかのぼって資格取得していることが確認できることから、この時点で、申立期間のうち40年3月以前の期間は時効により保険料を納付することはできない上、申立期間の保険料は過年度保険料となり、町内の役員による集金では納付することができない。

また、申立人が所持する昭和42年7月5日にA市で発行された「国民年金手帳保管証」の保険料領収欄は、昭和39年度から41年度までの欄は空欄であり、領収印が押されているのは42年度以降である上、42年4月から同年7月までの期間については、同年7月31日領収と記載されている。

さらに、申立期間当時、申立人に別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情は見当たらない。

加えて、申立人の父親が、申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無い上、申立人自身は国民年金の加入手続や保険料納付に関与しておらず、申立人の父親の記憶は曖昧であるため、申立期間の保険料の納付状況等が不明であり、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

滋賀国民年金 事案 727

第1 委員会の結論

申立人の昭和36年4月から37年6月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和36年4月から37年6月まで
結婚後、役場から、昭和37年7月から39年3月までの1年9か月分の保険料が未納になっているので、納付するようにとの督促があり、納付した。もし、申立期間の保険料が未納であれば、その督促もあつたはずである。申立期間については、父親が加入手続をし、保険料を納付してくれていると思うので、納付を認めてほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、昭和39年10月14日に払い出されており、37年7月1日にさかのぼって被保険者資格が取得されていることから、申立期間は未加入期間であり、制度上保険料を納付することはできず、別の国民年金手帳記号番号が払い出されていたことをうかがわせる事情も見当たらない。

また、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）が無い上、申立人自身は、申立期間に係る国民年金の加入手続及び保険料の納付に関与しておらず、申立人の父親は既に亡くなっているため、国民年金の加入状況、保険料の納付状況等が不明である。

さらに、申立人の父親が申立期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 15 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 34 年 3 月 5 日から 41 年 7 月 1 日まで
平成 17 年に老齢年金を受けるようになり、この時に初めて脱退手当金が支給されているという理由で厚生年金保険加入期間が無くなっていることを知った。

改めて思い返してみても、脱退手当金を受け取った記憶は無く、支給日とされている昭和 43 年 2 月 13 日は、退職から 1 年 7 か月後であることや、既に A 地から B 地へ転宅していたことなど、不審だらけなので、再度調査してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人の被保険者原票には、脱退手当金が支給されていることを意味する「脱」の表示が記されているとともに、申立期間の脱退手当金は、支給額に計算上の誤りは無く、一連の事務処理に不自然さはない。

また、申立人が勤務していた事業所の被保険者名簿のうち、申立人の厚生年金保険被保険者資格喪失日である昭和 41 年 7 月の前後 1 年以内に資格喪失した女性であって、当該事業所を最終事業所として脱退手当金の受給要件を満たす者 6 名の支給記録を調査したところ、申立人を含む 5 名が脱退手当金の支給記録があり、申立てに係る事業所において、42 年 4 月 1 日に厚生年金保険被保険者資格を喪失した同僚は、「当時、多くの者が脱退手当金を受給していたので、私も自ら社会保険事務所に行き、請求手続きをした。」と証言し、脱退手当金を受給したことを認めている。

さらに、申立人から聴取しても受給した記憶が無いというほかに脱退手当金を受給していないことをうかがわせる事情は見当たらない。

これらの理由及びその他の事情などを総合的に判断すると、申立人は、申立期間に係る脱退手当金を受給していないものと認めることはできない。